

記入例 **特別徴収の継続**

○転勤・転職等により異動先においても特別徴収を継続する場合に提出してください。

給与支払報告書 特別徴収		にかかるとる給与所得者異動届出書					※町処理欄	
門川町長 殿 令和 4年 11月 1日 提出		氏名 (名称) 株式会社 かどがわ ⑩ 所在地 (〒 889 - 0623) 宮崎県東臼杵郡門川町本町〇丁目〇番地 門川ビル1F		問合せに 応答される 方	所属 人事給与係	氏名 乙島 花子	電話 0982-63-	特別徴収 義務指 定番号 20282300
給与所得者	フリガナ カドガワ タロウ	氏名 門川 太郎 (旧姓 宮崎)	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 116,800 円	(イ) 徴収済額 6 月分から 10 月分まで 48,900 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11 月分から 5 月分まで 67,900 円	異動 年月日 R4.10.31	異動 事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 退職 ④ 休職 ⑤ 長死 ⑥ 欠亡	異動後の未徴収 税額の徴収 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収
	1月1日 現在の 住所	門川町本町〇丁目〇番地 鳴子荘101号						
	異動後 の住所	宮崎市高千穂通〇丁目 〇番地〇号						
◎ 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記載ください。								
新しい 勤務先	名称 株式会社 みやざき	電話番号 0985-〇〇-〇〇〇〇	特別徴収 義務者 指定番号 25005000	所在地 宮崎県宮崎市青島〇丁目〇番〇号 月割額 9,700 円を 11 月分から徴収するように連絡済です。				
◎ 退職等による残税額の一括徴収について、次の欄にご記載下さい。								
一括徴収の理由	給与または退職 手当等の支払 手続が完了し たため	一括徴収予定額	一括徴収した額は	※町記入欄				
1. 異動が令和 4年12月31日 までで、申出があったため (月 日申出)				令和 年 月 日 受付 令和 年 月 日 処理				
2. 異動が令和 5年 1月 1日 以後で特別徴収の継続の 希望がないため								
給与所得者印								
ご注意	<p>1. 異動されて給与が支払われ ない場合は、未徴収税額はでき ないため、1月1日～4月30日 までの期間に限り、特別徴収 継続を希望する場合は、この 届出書に「特別徴収継続」を 記載してください。</p> <p>2. 未徴収税額はできるだけ 早く徴収してください。</p> <p>3. 1月1日～4月30日までの 期間に限り、特別徴収継続を 希望する場合は、この届出書 に「特別徴収継続」を記載し てください。</p> <p>◎一括徴収とは……残税額 をまとめて徴収することです。</p>							
	<p>転勤・転職等により異動先においても特別徴収を継続 する場合には必ずこの欄を記入してください。 新しい勤務先の名称及び所在地は略称ではなく正式 名の記入をお願いいたします。 例…× 門川病院 ○ 医療法人 乙島会 門川病院</p> <p>転勤先の特別徴収義務者番号が不明なときは空白 でも構いません。</p>							

必ずこの欄を記入してください。

① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収

記入例 一括徴収する場合

- ① 未徴収税額はできるだけ一括徴収してください。
- ② 1月1日以降に退職される場合は、必ず一括徴収してください。未徴収税額が給与または退職金を超えるなど一括徴収できない場合は事前に門川町役場(税務課・住民税係)までご連絡ください。

給与支払報告書 特別徴収		にかかるとる給与所得者異動届出書					※ 町処理欄		
門川町長 殿 令和 5年 2月 1日 提出		給 与 支 払 者	特 別 徴 収 義 務 者	氏 名 (名 称) 株式会社 かどがわ ㊞	問 合 せ に 応 答 さ れ る 方	所 属 人事給与係	特 別 徴 収 指 定 番 号 20282300		
		所 在 地	(〒 889 - 0623) 宮崎県東臼杵郡門川町本町〇丁目〇番地 門川ビル1F		氏 名 乙島 花子	電 話 0982-63-〇〇〇〇	宛 名 番 号 〇〇〇〇		
給 与 所 得 者	フリガナ	カドガワ タロウ		(ア) 特 別 徴 収 税 額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収
	氏名	門川 太郎 (旧姓)		120,000	6 月分 から 1 月分 まで	2 月分 から 5 月分 まで	R5.1.31	① 退 職 ② 転 勤 ③ 休 職 ④ 長 欠 ⑤ 死 亡	1 特 別 徴 収 継 続 ② 一 括 徴 収 ③ 普 通 徴 収
	1月1日 現在の 住所	門川町本町〇丁目〇番地 鳴子荘101号		円	円	円			
異動後 の住所	宮崎市高千穂通〇丁目 〇番地〇号								
◎ 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記載ください。									
異動対象者の年税額が0円の場合や均等割額5,500円の場合についても異動届を提出してください。ただし、もともと普通徴収である方の退職等での異動届の提出は必要ありません。				番号		特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号		必ずこの欄を記入してください。	
				月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するように連絡済です。					
一括徴収の理由		給 与 ま た は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 日 ご と の 支 払 予 定 日	給 与 ま た は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 日 ご と の 支 払 予 定 日	一 括 徴 収 予 定 額 合 計 (上 記(ウ) と同 額)		一 括 徴 収 し た 額 は _____ 月分 (2月10日納期限分) で納入します。		※ 町 記	
② 異動が令和 5年 1月 1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		R5・2		40,000				一括徴収する場合は、必ずこの欄を記入してください。合計の欄は(ウ)の欄と同額となるように実際に一括徴収する金額を記入してください。	
給与所得者印									
ご注意									
1. 異動されて給与が支払われなくなった場合は必ず「異動届出書」を異動があった翌月10日までに提出してください。									
2. 未徴収税額はできるだけ一括徴収してください。									
3. 1月1日～4月30日までの退職の場合は申し出がなくても「一括徴収」してください。									
◎ 一括徴収とは……残税額を最後の給与または退職金より差引くことです。									

記入例 普通徴収に切替える場合

◎異動(退職、転勤・転職、休職(育児休業等含む)、長期欠勤、死亡等により特別徴収できない場合に提出してください。

※ただし 1月1日以降に退職される場合は、必ず一括徴収してください。

給与支払報告書 特別徴収		にかかるとる給与所得者異動届出書				※ 町処理欄			
門川町長 殿 令和 4年 10月 1日 提出	給与 支払 者	特別 徴収 義務 者	氏 名 (名称)	株式会社 かどがわ ⑤ (〒 889 - 0623) 宮崎県東臼杵郡門川町本町〇丁目〇番地 門川ビル1F	問 合 せ に 応 答 さ れ る 方	所 属	人事給与係	特 別 徴 収 者 指 定 番 号	20282300
			所 在 地			氏 名	乙島 花子	宛 名 番 号	〇〇〇〇
						電 話	0982-63-〇〇〇〇		
給 与 所 得 者	フリガナ	カドガワ タロウ	(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動	異 動	異 動
	氏 名	門川 太郎 (旧姓)	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日	事 由	異 動	異 動
	1月1日 現在の 住所	門川町本町〇丁目〇番地 鳴子荘101号	120,000 円	6月分から 9月分まで 40,000 円	10月分から 5月分まで 80,000 円	9月30日	1. 退職 2. 転勤 3. 転職 4. 休職 5. 欠勤 6. 死亡	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収	
異動後 の住所	宮崎市高千穂通〇丁目 〇番地〇号								
◎ 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記載ください。									
新 し い	名 称		電 話 番 号		特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号	月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するように連絡済です。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 異動対象者の年税額が0円の場合や均等割額5,500円の場合についても異動届を提出してください。 ただし、もともと普通徴収である方の退職等での異動届の提出は必要ありません。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 未徴収税額については、門川町役場より普通徴収に切替え、本人あてに改めて納税通知書を送付します。 事前に事業所より本人へ特別徴収から普通徴収へ切替わることの説明をお願いいたします。 </div>									
1. 異動されて給与が支払われなくなった場合は必ず「異動届出書」を異動があった翌月10日までに提出してください。 2. 未徴収税額はできるだけ一括徴収してください。 3. 1月1日～4月30日までの退職の場合は申し出がなくても「一括徴収」してください。 ◎一括徴収とは……残税額を最後の給与または退職金より差引くことです。									